

(別紙3)

「輸出国における栽培地検査を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」(平成10年3月30日付け 10農産第2122号 農産園芸局長通達)新旧対照表
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(目的及び定義) 第1 植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)、同法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。)に基づき、輸出国において栽培地検査が必要な植物(以下「栽培地検査要求植物」という。)に係る輸入検疫を一かつ円滑に実施するため、この要領を定める。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 規則別表1に掲げる「栽培の用に供しうるもの」とは、実際に栽培の用に供するもののほか、食用、加工等の用に供する目的で輸入される、さとも、しうが、ばれいしよ等の生塊茎、生塊根等であって、生長又は繁殖能力を有するものをいう。 ただし、ばれいしよの生塊茎にあっては、平成18年2月1日農林水産省告示第114号(アメリカ合衆国ばれいしよの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)に適合しているものを除く。</p> <p>7~9 (略)</p> <p>第2~第8 (略)</p>	<p>(目的及び定義) 第1 植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)、同法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。)に基づき、輸出国において栽培地検査が必要な植物(以下「栽培地検査要求植物」という。)に係る輸入検疫を一かつ円滑に実施するため、この要領を定める。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 規則別表1に掲げる「栽培の用に供しうるもの」とは、実際に栽培の用に供するもののほか、食用、加工等の用に供する目的で輸入される、さとも、しうが、ばれいしよ等の生塊茎、生塊根等であって、生長又は繁殖能力を有するものをいう。</p> <p>7~9 (略)</p> <p>第2~第8 (略)</p>